七、
9. 漢坂炭坑方勞働ヲ業務傷害ヲ與ヘタル罪ノ
ヲ以テ
刑ニ處スル旨ノ言渡ヲ爲シ
10. 爭議團ニ對シ見舞金トシテ金十円ヲ贈與スルコト

(協調會勞働課)